

令和6年能登半島地震に伴う災害ごみ仮置場の再開について

令和6年1月1日に発生した地震災害に伴う災害ごみ仮置場について、次のとおり再開します。

なお、災害ごみの搬入を円滑に行うため、り災証明書が半壊以上の方に搬入許可証発行しております。搬入の際は必ず携行し、受付の際に運転免許証等の身分証明書と併せて提示してください。

半壊未満及びり災証明書が無い方は、搬入される際に受付で運転免許証等の身分証明書と、搬入される災害ごみごとの状況写真を必ず提示してください。(地震災害により使用できなくなった物と確認できるものに限ります。)

【災害ごみ仮置場】

場 所：ふれあいの森 第2駐車場
(氷見市鞍川 43 番地 1)

受入開始日：令和6年4月30日(火)
から

受入可能日：月曜日から金曜日

受入時間：午前 9時～11時
午後 13時～15時



※ 5月5日(日)、6日(月)は開設します。

今後の土・日・祝日等の臨時開設の情報や、搬出による臨時休止等は市HP、氷見市公式LINE等でご案内します。

【仮置場に持ち込めるごみ】

ごみの種類		内 容
1	家電類	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の家電類 ※冷蔵庫の食品等は全て出してから持ち込んでください。
2	瓦	
3	畳	
4	粗大ごみ	家庭から排出される生活粗大ごみ(ソファ、マットレスも持込み可)
5	ガラス・陶磁器くず	ガラスやガラス製品、茶碗や食器等の陶磁器類
6	金属くず	金属製家具、金属製品、トタン、鉄骨等の金属片
7	石膏ボード・スレート板	壁材等
8	木くず	木製家具、木製建材(柱、梁、垂木等)、庭木
9	コンクリートがら等	コンクリート片・ブロック、アスファルトくず等
10	不燃物	小さな瓦礫やガラス、土砂等が混在し、分別が困難な状態のもの
11	可燃物	細かな可燃物やプラスチック片等が混在し、分別が困難な状態のもの

- ・事前にごみの種類ごとに分別して積載し搬入してください。
- ・仮置場では、誘導員に従って決められた場所にご自身で災害ごみを置いてください。
- ・危険なものを持ち込む場合は、必ず受付の係員にお伝えください。
- ・ガラス片や釘などでケガをしないよう十分注意してください。

※ ごみ集積場に出せるものは、ごみ出しルールに従って地区の集積場に出してください。